

「かながわSDGsパートナー」(第7期)募集要項

1 趣旨

SDGsの取組を実施し、公表している企業、NPO、団体、大学(以下「企業・団体等」という)を「かながわSDGsパートナー」として神奈川県(以下「本県」という)が登録し、本県と企業・団体等が連携し、またパートナー間の連携を本県が後押しすることで、本県内のSDGsに関する企業・団体等の取組を促進させることを目的とする。

2 応募要件

次の(1)から(3)のすべての条件を満たし、**申請日時点でSDGsの取組を実施し、明確に公表していることが必要**です。

(1) 基本的事項

本県内に事業所を有する企業・団体等であること。ただし、本県内で継続的(令和3年度及び令和4年度を含めた2ヵ年以上)に事業を実施することを証明できる者はこの限りではありません。

(2) 資格

- ・県税等に未納がないこと
- ・神奈川県暴力団排除条例第2条第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと
- ・過去3年以内に、その他重大な法令違反がないこと

(3) SDGs関係

- ・**経済・社会・環境の三側面すべてに関わる取組を実施していること**
- ・**SDGsを活用して事業に取り組んでいることが、誰が見てもわかりやすく、ホームページ上で公表されていること**
- ・かながわSDGsパートナーとして、SDGsの普及促進に取り組み、パートナーミーティングやみんなのSDGsなど県のSDGsの取組に積極的に参加し、多様なステークホルダーとの連携が図れること

3 登録・更新・取消

(1) 応募方法

かながわ電子申請システムにより、募集期間内に申請してください。

申請受付後、本県が内容等を確認のうえ、応募要件を満たしていると判断した場合は、かながわSDGsパートナーとして登録します。

登録後、かながわSDGsパートナー登録証及びステッカーを交付します。

(2) 登録期間

登録日から2年間

(3) 更新

パートナーが登録期間の更新を希望する場合は、登録企業・団体等からの申請に基づいて、登録期間を更新することができます。

(4) 登録取消

次の項目に該当がある場合、登録を取り消すものとする。

- ・虚偽の申請によるものであったとき

- ・登録企業・団体等から、登録の取消について申出があったとき
- ・応募要件を満たさなくなったとき
- ・その他、当事業の運用に重大な支障をきたす行為があったとき

4 かながわSDGsパートナーと本県の連携

- 登録企業・団体等と本県が連携・協力してSDGsの普及促進活動を実施
- 登録企業・団体等におけるSDGsを活用した取組を本県が対外的に発信
- 登録企業・団体等に対し「かながわSDGsパートナー」登録証、ステッカー^{図1}、デジタルロゴを提供
- その他SDGsの普及促進活動

図1



縦約7センチメートル

横約19センチメートル

5 登録企業のメリット

- 本県の中小企業制度融資による支援
- 本県による対外的な広報・PR(本県ホームページへの掲載、ステッカー・ロゴ使用可)
- 「かながわSDGsパートナーシップミーティング」等のパートナー間のマッチング支援
- 中小企業者のSDGs経営に向けた取組支援

6 応募方法等

(1) 募集期間(第7期)

2022年10月26日(水曜日)から11月30日(水曜日)まで

(2) 登録企業・団体等発表、登録証送付等

登録・公表:2022年12月下旬(予定)

(3) 応募方法

かながわ電子申請システムのフォーム上に必要事項を記入のうえ提出をしてください。

登録申請書、登録申請書記載要領、登録申請書記載例、「かながわSDGsパートナー」募集についてのQ&A等を掲載しています。

(問合せ先)

神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室

SDGs推進グループ

電話番号 045-285-0539